

「京都府食の安心・安全推進条例（仮称）案の骨子」及び「食品衛生法に基づく公衆衛生上講じるべき措置の基準等に関する条例の一部改正案の骨子」に対する府民の皆様からの意見募集結果

平成17年12月2日
食の安心・安全プロジェクト
保健福祉部生活衛生室

「京都府食の安心・安全推進条例（仮称）案の骨子」及び「食品衛生法に基づく公衆衛生上講じるべき措置の基準等に関する条例の一部改正案の骨子」について、府民の皆様からご意見を募集いたしましたところ、貴重なご意見をいただきありがとうございました。お寄せいただいたご意見及びこれに対する府の考え方を下記のとおり公表します。なお、条例案につきましては、12月定例府議会に上程し、ご審議いただくこととしております。

1 京都府食の安心・安全推進条例（仮称）案の骨子について

- (1) 意見提出先
食の安心・安全プロジェクト
電話 075 414 5652
- (2) 意見募集期間
平成17年10月11日から平成17年11月10日まで
- (3) 意見募集の結果
33名（団体）
- (4) 意見の要旨及びこれに対する府の考え方

項目	意見の要旨	府の考え方
1 全体	<p>本条例の制定を、まず支持したい。条例案の骨子自体、大筋これで結構。</p> <p>条例が早期に実現することを祈念。</p> <p>条例が作られるのは、大変意義深いと歓迎する。</p> <p>条例を制定し、一人ひとりが食の安心・安全を意識することが大切。今まで以上に食の安心・安全が高まっていけばいいと思う。</p> <p>「京都の地域特性を踏まえた総合的な施策の枠組み」として、条例が制定されることを評価し、感謝する。</p> <p>「生産から消費までの一貫した取組を府民全体で支える仕組み」については、鳥インフルエンザやBSE発生の教訓から、ぜひとも具体的にする必要が</p>	<p>いただいたご意見も踏まえ、食の安心・安全の確保に関する施策や取組を総合的・計画的に推進し、現在及び将来の府民の健康の保護を図っていきたいと考えております。</p> <p>鳥インフルエンザやBSE発生の教訓を踏まえ、取組を進めることにしております。食の安心・安全の確保については、生産から消費に至る食品等の供給に至る行程の各段階に於いて、必要な措置が講じられることにより、行われなければならない旨を規定しております。</p>

項 目	意 見 の 要 旨	府 の 考 え 方
1 全 体	<p>現在、食の安心・安全プロジェクトで先行し、実施されている施策が織り込まれていると思われる、実行可能性に富んだものとなっている。</p>	<p>今後とも、条例に基づき、施策を具体化していきたいと考えております。</p>
	<p>「食の安心・安全」ではなく、「食の安全・安心」とすべきである。</p>	<p>食品の安全性を信頼し、安心感を得てはじめて、健やかな食生活を営むことができることなどから、「食の安心・安全」としてしております。</p>
2 目的と基本理念	<p>基本理念は、すばらしい。</p>	<p>基本理念は、骨子に盛り込まれた内容に加えて、府民の健康保護が最も重要であるという基本的認識を明確にし、関係者の相互理解と協力、環境に及ぼす影響への配慮についても規定しております。</p>
	<p>「府民の『命と健康』を守ること」が第一である。</p>	<p>食の安心・安全の確保は、府民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下で必要な措置が講じられることにより、行われなければならない旨を規定しております。</p>
	<p>科学的知見とあるのを最新の科学的知見としてほしい。</p>	<p>「最新」の科学的知見に基づき、取組を進めることにしております。 条例における表現は、そのことを含め、「科学的知見に基づき」としてしております。</p>
3 関係者の責務と役割	<p>「生産者の責務」として、自ら生産する食材が、府民の生命と健康に直接影響を及ぼすことを認識すべきことを明確にすべきである。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、条例で明確にしております。</p>
	<p>生産者は、正確で適切な情報を提供することが必要である。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、条例で明確にしております。</p>
	<p>関係者の責務や役割が、府民に理解できるよう、広報等を使って周知させる必要がある。 私どもも、事業者としての責務、また消費者団体としての役割を果たしていきたい。</p>	<p>関係者の責務や役割を理解していただくことは、府民全体で取組を進めるために大切なことと考えており、ご意見の趣旨を踏まえ、積極的に広報していきたいと考えております。</p>

項 目	意 見 の 要 旨	府 の 考 え 方
4 食の安心・安全行動計画	<p>策定にあたっては、その過程を公開してほしい。</p> <p>行動計画は、目的理念に沿って、具体的なものにしなければならない。したがって、何のため、いつ、誰が、どのようにしてというプロセスまで明記してほしい。</p> <p>行動計画が策定され、毎年実施状況が公表されることはとてもよい。</p> <p>施策の実施状況を公表した上で、是非それについての意見交換会などを実施してほしい。</p> <p>行動計画の評価を行い、それを公表してほしい。</p> <p>行動計画を実施していくにふさわしい財政措置を講じてほしい。</p>	<p>行動計画を定めるに当たっては、府民及び食品関連事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、食の安心・安全審議会の意見を聴くこととし、府民の方にとって具体的にわかりやすく定めることを考えております。</p> <p>行動計画は、審議会の評価を得た上で、その実施状況と評価の内容を毎年公表してまいります。</p> <p>施策の実施状況などについての意見交換会なども行うとともに、行動計画に基づく施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じることが規定しております。</p>
5 食品の品質管理の向上	<p>品質管理方式が作られることはよいことだが、それに消費者も何らかでかかわれないのか。</p>	<p>生産段階の安全性向上において、消費者の視点が大切と考え、その立場にある方にも加わっていただけて検討を進めているところです。</p> <p>消費者の立場にある方が、京都の食品品質管理方式に関心を持っていただくことを嬉しく思います。</p>
6 生産・流通段階の情報提供	<p>生産・流通段階の情報提供は大切。</p> <p>口に入るまでが安心・安全だと思うので、例えば一つの野菜がどうなっていくのか知りたい。</p>	<p>生産・流通段階の情報提供は大切であり、食品関連事業者による食品の情報の適切な記録、積極的な提供等の取組の促進が大切であることから、その旨の規定を設けております。</p>
7 法令遵守	<p>近年、食品の偽装表示等が相次いで発覚し、消費者として怒りと疑問が増すばかりである。</p> <p>まじめに事業活動をしている業者・生産者をしっかり応援する一方で、法令遵守は当たり前であるとする社会のあり方が求められている。</p>	<p>食品関連事業者が関係法令を遵守し、事業活動を通じて府民の信頼を一層高めることが大切であることから、その旨の規定を設けております。</p>

項 目	意 見 の 要 旨	府 の 考 え 方
8 適正な食品等の表示	<p>食べ物を安心して食べるために、適正な食品表示はすごく重要である。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、条例においてその旨の規定を設けております。</p>
	<p>加工食品の添加物がどうなっているかは、よく分からない。</p> <p>消費者に役立つ食品表示を研究してほしい。</p>	<p>加工食品の添加物の使用については、食品衛生法で規制されており、その表示の取扱いについても、食品衛生法で規定されております。</p> <p>食品表示について、消費者にとって分かりやすいことが大切ですので、食品表示制度の普及啓発と併せて分かりやすいものとなるよう、国に対して意見を出しているところです。</p>
	<p>農林水産省が定めた日本農林規格にプラスされた、更に厳しい取組を希望する。</p>	<p>法律を上回る厳しい規制を設けることはできませんが、生産履歴情報の開示が進むよう、その旨の規定を設けております。</p>
9 最新の情報の収集、提供	<p>鳥インフルエンザ、BSE、遺伝子組換え食品など、市民にとっては恐ろしいことばかりであり、情報公開が図られ、安心・安全に生活していけることを希望する。</p>	<p>情報の公開を基本理念の一つとしており、その徹底に努めていきたいと考えております。</p>
	<p>情報の公開又は広報の方法について、どんな場合はどういう方法を行うかを、きちっとマニュアル化しておくべきである。</p>	<p>今後の取組の参考にしていきたいと考えております。</p>
	<p>ホームページだけでなく、広く府民へ情報提供をする手段が必要であり、最新の情報を、携帯でも見られるようにしてほしい。</p>	<p>ホームページだけでなく、様々な広報手段を用いて最新の情報を提供することは大切でありますので、ご意見については今後の取組の参考にしていきたいと考えております。</p>
10 知識の普及と啓発	<p>一方的な情報提供の手段ではなく、今後も府民にむけて、「出前学習会」などに積極的に取り組み、消費者教育に重点をおいた啓発活動を推進してほしい。</p> <p>パンフレットではなく、積極的な啓発活動を望む。</p> <p>この条例の趣旨が浸透するよう、事業者・府民に対する啓発を望む。また、広報活動や学習会を充実させてほしい。</p>	<p>今後の取組の参考にしていきたいと考えております。</p>

項 目	意 見 の 要 旨	府 の 考 え 方
1 1 相互理解及び連携の促進	<p>農家を支えているのは、高齢者や女性が多く、なかなかこのような方の新しい取組を理解することができない。府の専門家や地域の指導者を通じてでも、誰でもわかるようにしてもらえたら、ありがたい。</p>	<p>今後の取組の参考にしていきたいと考えております。</p>
1 2 人材の育成	<p>人材を育成する機会への参加は、一般市民でもできるのか。</p>	<p>人材の育成は、食品関連事業者や行政関係職員を念頭において考えております。 また、一般の府民・市民の方が、食に対して関心や知識を持っていただくことは大切なことと考えており、このため、人材育成の取組とは別に出前講座をはじめ、学習機会の提供に努めることにしております。</p>
1 3 非常時に対応できる体制の整備	<p>問題が生じてから腰を上げるのではなく、緊急に対応が必要なる場合は、行政が速やかに対応することが大切である。鳥インフルエンザでも教訓になったことである。</p> <p>体制整備については、条例に盛り込むなど、文面化しておくことが必要である。</p>	<p>危機管理体制の整備について、条例に盛り込んでおります。</p>
	<p>昨今、食に関する新しい事態が発生することもあり、その対応については、国内だけでなく、グローバルな視点を持って、国との連携を密にし、迅速かつ正確に行われることが必要である。</p>	<p>そのように考えております。</p>
1 4 府民参画の推進	<p>府民参画の推進が、条例に規定されていることはよい。</p> <p>府民とのリスクコミュニケーションの機会は大変重要。幅広い多くの府民が参画できるよう、工夫をし、位置づけてほしい。</p> <p>消費者の声をもっと拾いあげて、府民が安心して生活できるようにしてほしい。</p> <p>京都府食の安心・安全推進会議（仮称）が設置されることは、歓迎する。</p>	<p>府民との連携と協働により、食の安心・安全確保の施策や取組を進めていくことにしており、府民とのリスクコミュニケーションの推進、施策の提案、危害情報の申出についての規定を設けております。</p> <p>また、施策に関する重要事項の調査審議のため、食の安心・安全審議会を設置することにしております。</p>

項 目	意 見 の 要 旨	府 の 考 え 方
1 5 環境への配慮	<p>私たちが、今まで行ってきた行動について、調理師として反省する。洗剤を使いすぎたり、油を流したりについて、若いころは気にもしなかったが、30年経ってはじめて気がついた。環境への配慮ができていなかった。環境に及ぼす影響には、是非考慮しなければならないと思う。</p>	<p>調理師さんのご意見として重く受け止めたいと考えております。</p> <p>食の安心・安全のため、環境に及ぼす影響に配慮することは大切であり、その旨を基本理念一つとして規定しております。</p>

- (5) 府議会に提出した条例案
京都府食の安心・安全推進条例案
- (6) 意見募集時の公表資料
京都府食の安心・安全推進条例（仮称）案の骨子

2 食品衛生法に基づく公衆衛生上講じるべき措置の基準等に関する条例の一部改正案の骨子について

- (1) 意見提出先
保健福祉部生活衛生室
電話 075 414 4759
- (2) 意見募集期間
平成17年10月11日から平成17年11月10日まで
- (3) 意見募集の結果
21名(団体)
- (4) 意見の要旨及びこれに対する府の考え方

項目	意見の要旨	府の考え方
食品衛生に対する思い	「食べ物」を扱う所では、衛生状態に気を付けて欲しい。	本条例の目的であり、府民共通の願いです。今後、食品等事業者の取組みの促進により、食の安全性が高まるものと考えます。
条例の改正について	<p>新たに規定する4項目は、いずれも「京都府食の安心・安全推進条例」の制定と関連した項目で、全体的な整合性をとるという視点からも評価できる。</p> <p>食の安心・安全確保対策を推進するため、事業者自らに、食品取扱いの向上と情報提供の促進をしやすいこの条例が制定されることを評価し、歓迎する。</p> <p>今回、新たに規定される項目によって、私たち消費者の望む食品のトレーサビリティや食品による健康被害の防止が推進されることを望む。</p> <p>「既に条例で規定している項目」もよく認識していなかったが、今回、「食」の安全確保について、府が積極的に改正を試みていることを知って心強い。改正案の中の「環境への配慮」についての項目は、次の世代への大切な責任と思うので、今後、細かく規定を検討して欲しい。</p>	<p>いただいた評価は、食の安全性に対する不安と、その解消に対する期待であると考え、条例・規則等の整備により、事業者自らがより安全な食品を提供できる環境づくりを進めたいと考えます。</p>
事業者のモラル順守	<p>消費者にとって、安全な食品の提供は、最優先されるべきと思いますが、それとともにモラルを守っている事業者が損をしないような条例であって欲しい。</p> <p>事業者の果たす責任がしっかり明記されている。特に環境への配慮は重要であり、事業者は、利益だけに走らず、社会の一員としての責任、モラルを重んじて消費者に信頼されなければならない。</p>	<p>「食」への信頼を高めるためには、食品を取り扱う事業者のモラル順守が重要な条件であり、社会全体でモラルを守っている事業者を正しく評価する取組みを今後とも進めてまいりたいと考えます。</p>

項 目	意 見 の 要 旨	府 の 考 え 方
監視指導について	<p>食品取り扱い事業者の自主衛生管理の向上や、情報提供の促進を盛り込んだ内容で、とても良い。条例が有効に機能するように、府の的確、迅速な監視指導を希望する。</p> <p>「新たに規定する項目」4項目について良いと思う。京都府の的確な監視指導をお願いする。</p> <p>食について、安心・安全を世界に発信できるような京都であって欲しい。日付の書き換えなど、絶対にならないように厳重な監督をお願いする。</p>	<p>府では毎年、食品衛生監視指導計画を策定し、施設の監視指導や食品の点検に当たっています。</p> <p>また、食品関係業者を中心に、現在、144名を食品衛生推進員「京の食“安全見はり番”」に委嘱し、巡回等を行っており、食品業者の自主衛生管理の推進を協力・協働して進めております。</p> <p>今後も、効果的な監視指導の充実に努めていきたいと考えています。</p>
事業者の自己評価	<p>この条例の内容が、実際に徹底できることを望む。定期的この内容が守られているかどうか、監視者だけでなく、事業者自らも振り返りができるような場を作って欲しい。</p>	<p>衛生管理に関する講習会への参加、自主管理の促進等、事業者自らの振り返りとなる機会づくりについて、更に、保健所、関係団体等と協議を進めていきたいと考えます。</p>
講習会等	<p>食品衛生責任者の講習会は、保健所長が指定するものではなく、保健所自ら行うものとして欲しい。</p> <p>新たな規定項目である記録と手順の作成について、零細業者にとっては困難ではないか。また、手順書で安全確保ができるか疑問である。</p>	<p>講習会については、目的に沿った内容である旨を保健所で確認の上、指定しています。</p> <p>また、零細事業者にも、効果的に衛生管理を行っていただけるよう具体的な手引きを作成し、支援していくこととしています。</p>
食への思い	<p>私達が食する食品については、条例を順守するきびしい目で守られたものを口にしたい。食の安全は、作り手側も、食する方もお互いに自分たちの家族を思いやる気持ちであたって欲しい。</p>	<p>食の安全は、食品取り扱い事業者だけで達成できるものではありません。</p> <p>行政、生産から消費まで全ての府民がそれぞれの責務と役割を果たすことで、食の安心・安全確保対策を進めていきたいと考えます。</p>
その他	<p>レストランに勤務しており、先日、食品衛生責任者の講習会を受講し、食品衛生について学んだ。京都府にこういった担当がある事を知り、「食」に携わる者にすれば心強い。わからないことがあれば相談したい。</p>	<p>食品衛生に関するご相談は、京都府庁生活衛生室をはじめ、最寄りの保健所で行っていますので、お気軽にご相談ください。</p>

- (5) 府議会に提出した条例案
食品衛生法に基づく公衆衛生上講じるべき措置の基準等に関する条例の一部改正案
- (6) 意見募集時の公表資料
食品衛生法に基づく公衆衛生上講じるべき措置の基準等に関する条例の一部改正案の骨子